

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和5年1月30日（月）午前8時55分～午前9時45分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、 協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康 福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、 都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当 部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和5年第1回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第1回市議会定例会の招集期日は、2月27日（月）である。
審 議 経 過 （主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。）	議題1 令和5年第1回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規 定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、 同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和3年12月11日（土）、雷塚公園野球場にて行われていた 野球のボールが近隣住宅の屋根に落下したことにより、屋根の2 か所を破損させたことが判明したため、損害額272,000円を 支払うものである。 専決処分年月日については令和5年1月10日、専決処分番号 については令和5年専決第1号である (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 令和5年度武蔵村山市一般会計予算 (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規 定により、本案を提出する。 歳入歳出総額は311億3,382万6千円、対前年度比較は 8億5,334万7千円（2.8%増）である。なお、前年度予 算額は302億8,047万9千円である。

主な歳入予算としては、市税104億7,563万円、国庫支出金66億1,468万2千円及び都支出金50億4,355万9千円である。

主な歳出予算としては、総務費27億7,863万6千円、民生費161億1,808万1千円及び教育費37億22万8千円である。

(結論)

提出議案として決定する。

(3) 令和5年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は80億4,917万5千円、対前年度比較は2億7,844万6千円(3.6%増)である。なお、前年度予算額は77億7,072万9千円である。

主な歳入予算としては、国民健康保険税、保険給付費等交付金等の都支出金、一般会計繰入金等を計上するものである。

主な歳出予算としては、職員人件費等の総務費、保険給付費、東京都へ納付する国民健康保険事業費納付金、特定健康診査等事業費等の保健事業費等を計上するものである。

(結論)

提出議案として決定する。

(4) 令和5年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は57億1,711万1千円、対前年度比較は1億5,510万円(2.8%増)である。なお、前年度予算額は55億6,201万1千円である。

主な歳入予算としては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金等を計上するものである。

主な歳出予算としては、総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上するものである。

(結論)

提出議案として決定する。

(5) 令和5年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は1億6,950万7千円、対前年度比較は2億8,423万6千円（約21%増）である。なお、前年度予算額は1億3,527万1千円である。

主な歳入予算としては、保留地処分金1億7,079万2千円、国庫支出金1億2,745万円、都補助金8,920万円、一般会計繰入金1億2,176万1千円である。

主な歳出予算としては、総務費3,938万7千円、事業費1億3,868万8千円、公債費2億6,043万2千円である。

(結論)

提出議案として決定する。

(6) 令和5年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は1億8,250万6千円、対前年度比較は1億2,569万5千円（7.1%増）である。なお、前年度予算額は1億7,681万1千円である。

主な歳入予算としては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、東京都後期高齢者広域連合からの受託金等の諸収入等を計上するものである。

主な歳出予算としては、職員人件費等の総務費、広域連合負担金、特定健康診査等の保健事業費、葬祭諸費等を計上するものである。

(結論)

提出議案として決定する。

(7) 令和5年度武蔵村山市下水道事業会計予算

(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、本案を提出する。

収益的収入の予算総額は1億4,084万1千円（前年度比2.4%増）、収益的支出の予算総額は1億3,703万2千円（前年度比0.3%減）である。予算の主な内容は、下水道事業の主な収益である下水道使用料、手数料収入等及び事業活動に要する人件費、管きよの維持管理、使用料徴収委託費等の経費を計上するものである。

資本的収入の予算総額は6億2,831万4千円（前年度比75%増）、資本的支出の予算総額は8億3,715万1千円（前年度比46.1%増）である。予算の主な内容は、下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠調査・実施設計、新青梅街道拡幅に伴う污水管基本設計、空堀川整備工事に伴う管きょ改良工事、道路改良事業に伴う管きょ改良工事等に要する経費及び財源を計上するものである。

なお、資本的収支については前年度と比較して大幅な増となっているが、収入では主に空堀川整備工事に伴う管きょ工事の都負担金及び下水道債の増によるもの。また、支出については各種委託料の増によるものである。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第11条第2項第2号ア中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴う懲戒権に関する規定の削除等について定める必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改めるものである。

2点目は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）の施行に伴い、第26条（懲戒に係る権限の濫用禁止）を削除するものである。

施行期日について、1点目は令和5年4月1日から施行し、2点目は公布の日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、安全計画の策定等について定める必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等の施行に伴い、安全計画の策定等の義務、自動車を運行する場合の所在の確認の義務、保育に支障がない場合に限り併設する他の社会福祉施設等と設備及び職員の一部を兼ねることができること、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練の実施の努力義務等について規定の追加等を行うものである。

2点目は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）の施行に伴い、第14条（懲戒に係る権限の乱用禁止）を削除するものである。

施行期日について、1点目は令和5年4月1日から施行し、2点目は公布の日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

第3条第1項第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、同号イ及び同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部改正に伴い、安全計画の策定等について定める必要があるため、本案を提出する。

概要について、1点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)の施行に伴い、安全計画の策定等の義務について規定の追加を行うものである。

2点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号)等の施行に伴い、自動車を運行する場合の所在の確認の義務、業務継続計画の策定等の努力義務、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練の実施の努力義務等について規定の追加等を行うものである。

施行期日について、1点目は、令和5年4月1日から施行する。ただし、経過措置により、令和5年4月1日から1年間は努力義務として施行する。

2点目は、令和5年4月1日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(令和4年法律第76号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市立のぞみ福祉園設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第10条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

国の社会保障審議会医療保険部会において、「令和5年4月からの出産育児一時金の支給額を全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを受け、国において、令和5年1月中に、健康保険法施行令に規定する出産育児一時金の支給額を引き上げる等の改正がなされる見込みであることから、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第6条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

なお、改正後の健康保険法の施行令については、公布日が令和5年2月上旬、施行期日は令和5年4月1日の予定となっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

国民健康保険税の税率等を改定する必要があるので、本案を提出する。

税率等の改定については、国民健康保険運営協議会に諮問し、現

在協議中であるため、未定である。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市消防団条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

消防団員の処遇改善を図るとともに、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出する。

概要について、1点目は、団員が防災活動、教育及び訓練等に出
動した際に支給する費用弁償を出動報酬として位置付けるととも
に、その額を、1回につき3,000円から、災害出動にあつては
1回につき8,000円に、災害出動以外の出動にあつては1回に
つき4,000円に改めるものである。

2点目は、1点目の改正に合わせ、年額報酬の額を見直すもので
あるが、これは同じ北多摩西武消防署管内の東大和市と同額にする
ものである。

3点目は、長期間住所地を離れ、又は疾病等のために出動するこ
とができない団員について、休団制度を創設するものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算（第9号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定
により、本案を提出する。

歳入について、補正予算額は△11億6,904万5千円、補正
予算の主な内容は不用額の減額に伴う歳入予算の減額である。

歳出について、補正予算額は△11億6,904万5千円、補正
予算の主な内容は国都支出金過年度分返還金及び不用額の減額で
ある。

歳入歳出総額については、325億9,803万円（補正前歳入
歳出総額：337億6,707万5千円）である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 令和4年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
3号）

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入について、補正予算額は2億7,035万7千円、補正予算の主な内容は保険給付費等交付金及び都補助金の増額である。

歳出について、補正予算額は2億7,035万7千円、補正予算の主な内容は保険給付費の療養給付費、高額療養費、結核・精神医療給付金の増額である。

歳入歳出総額は、82億3,706万4千円(補正前歳入歳出総額:79億6,670万7千円)である。

(結論)

提出議案として決定する。

(21) 令和4年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入について、補正予算額は7,672万1千円、補正予算内容は国都支出金、支払基金交付金の増額等に伴う歳入予算の増額である。

歳出について、補正予算額は7,672万1千円、補正予算内容は保険給付費の増額及び不用額の減額である。

歳入歳出総額は、57億248万8千円(補正前歳入歳出総額:56億2,576万7千円)である。

(結論)

提出議案として決定する。

(22) 令和4年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入について、補正予算額は△1億6,185万円、補正予算の主な内容は保留地処分金の増額、一般会計繰入金及び事業債の減額である。

歳出について、補正予算額は△1億6,185万円、補正予算の主な内容は総務費、土地区画整理事業経費の減額である。

歳入歳出総額は、11億9,535万円(補正前歳入歳出総額:13億5,653万5千円)である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 令和4年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入について、補正予算額は△2,162万4千円、補正予算の主な内容は保険料軽減措置繰入金、その他一般会計繰入金の減額である。

歳出について、補正予算額は△2,162万4千円、補正予算の主な内容は保険料軽減策負担金の減額である。

歳入歳出総額は、17億8,846万8千円（補正前歳入歳出総額：18億1,009万2千円）である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(24) 令和4年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第2号）

（建設管理担当部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

収益的収入の補正予算額は△1,540万4千円、収益的支出の補正予算額は38万7千円、補正予算の主な内容は、下水道使用料の減額、職員手当等の人件費の増額である。

資本的収入の補正予算額は△1,100万円、資本的支出の補正予算額は△1,111万9千円、補正予算の主な内容は流域下水道建設負担金の確定に伴う減額及びその財源である流域下水道債の減額、職員手当等の人件費の増額である。

補正後の予算総額について、収益的収入は13億8,288万5千円、収益的支出は13億4,129万7千円、資本的収入は3億4,890万円、資本的支出は5億6,422万4千円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(25) 市道路線の認定について

（建設管理担当部長説明）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う寄附の申出があり、市道路線として認定するものである。

一つ目の路線名は、一般市道B第195号線である。起点は武蔵村山市大南一丁目145番地先、終点は武蔵村山市大南一丁目145番地先である。幅員は5.00m、延長は67.23mである。

二つ目の路線名は、一般市道B第196号線である。起点は武蔵村山市大南一丁目148番地先、終点は武蔵村山市大南一丁目145番地先である。幅員は5.00m、延長は78.28mである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業の委託契約の一部変更について

(総務部長説明)

立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業の委託契約の契約の金額及び委託期間を変更する必要があるため、本案を提出する。

契約の金額については、「14,890,166,000円」を「16,903,598,000円」に変更するものである。

委託期間については、「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に変更するものである。

請負者は、公益財団法人東京都都市づくり公社である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

- (1) 専決処分の報告について

(環境担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月21日（月）午前10時40分頃、当事者が、主要市道第22号線を西から東へ車両で走行中、市が管理する入り運動広場出入口の防球ネットが強風によりあおられ、当該車両の前部に接触し損傷させる事故が発生した。

当事者に本件事故に係る車両修理代及び代車使用料として総額

60,500円を支払うものである。

専決処分年月日については令和4年12月23日、専決処分番号については令和4年専決第9号である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 専決処分の報告について

(子ども家庭部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月7日（水）午後3時頃、職員が庁用車を運転中、三ツ木二丁目に所在する住宅の駐車場から前方に発進しようとしたところ、庁用車の右後方が、当該住宅と隣人宅の間に設置された隣人が所有する境界ブロックに接触する事故が発生した。

当事者に本件事故に係るブロック補修費として総額55,000円を支払うものである。

専決処分年月日については令和5年1月27日、専決処分番号については令和5年専決第2号である。

(結 論)

報告事項として決定する。

【諮問事項】

(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(企画財政部長説明)

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

令和5年9月30日をもって、山田 行雄 氏の任期が満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。

人権擁護委員の任期については、令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（任期3年）である。

なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の3か月前としている。

(結 論)

諮問事項として決定する。

議題2 その他

令和5年第1回市議会定例会の招集期日は2月27日（月）である。

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：372）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）